

七戸町結婚活動促進支援事業費補助金交付要綱

令和4年10月1日 告示第90号
改正 令和6年9月20日 告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する男女の出会いと結婚を支援するため、結婚を前提として活動するものが登録するあおりマッチングシステム「AI（あい）であう」の登録に係る費用の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日規則第42号。以下「規則」という。）によるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングシステム あおり出会いサポートセンターが運営するマッチングシステム「AI（あい）であう」のことをいう。
- (2) マッチングシステム登録料 マッチングシステムに登録する際に支払う料金をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 登録日において七戸町に住所を有する者。
- (2) 結婚活動を目的とし、マッチングシステムに登録した者。
- (3) 過去にこの支援事業により助成を受けていない者。
- (4) 納期の到来した町税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項の暴力団に係る者でないこと。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助の対象となる経費はマッチングシステム登録料の2分の1とし、補助額は5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 交付申請書は、マッチングシステムへ登録後速やかに提出するものとし、当該日の属する年度の3月31日までを提出期限とする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、七戸町結婚活動促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により、補助金事業者が申請を取り下げる場合は、七戸町結婚活動促進支援事業費補助金取下げ書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び実績報告)

第8条 第6条の規定により交付の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに七戸町結婚活動促進支援事業費補助金請求書兼実績報告書（様式第4号）に、必要な書類

を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し七戸町結婚活動促進支援事業費補助金交付確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、七戸町結婚活動促進支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示に記載する内容及び規則に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、七戸町結婚活動促進支援事業費補助金返還命令書(様式第7号)により補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(失効)

この告示は、令和7年3月31日で失効する。